**平成２３年（フ）第９０号**
福島県二本松市金色233番地１　金色アパート６号
債務者　遠藤　　勝
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第９６号**
福島県伊達市梁川町大字大関字鹿子42番地の２、住民票上の住所福島県伊達市保原町所沢字東畑23番地
債務者　野田　明子
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１号**
栃木県真岡市東郷1484番地　南雲住宅５号棟
債務者　パーマー真砂代
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２３年（フ）第１０５号**
石川県河北郡津幡町字清水チ341番地１　プリエールＣ棟１、従前の住所金沢市割出町540番地５
債務者　齋藤はるみ
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１６９号**
金沢市松寺町卯80番地１　市営住宅Ｍ３棟402号
債務者　北間　康文
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１７０号**
石川県白山市井口町に74番地５
債務者　諸江　瑞枝
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１８０号**
金沢市辰巳町ニ40番地16、従前の住所金沢市泉野町５丁目15番27号
債務者　北　　順子
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第５５号**
石川県小松市長谷町ハ237番地
債務者　中野　外美
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２３年（フ）第３２号**
福井県敦賀市松原町３番７号
債務者　大門　賢一
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２３年（フ）第１７８号**
山梨県甲府市千塚１丁目４番33号　神田冨美子方
債務者　相吉　聖美
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９２号**
山梨県甲府市向町486番地　梶原住宅西１
債務者　向山　威男
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０２号**
山梨県甲府市宮原町64番地７　Ｄ号室
債務者　深沢　稔和
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０５号**
山梨県甲府市住吉２丁目５番２号　高松住宅
債務者　小池　早苗
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０７号**
長野市三輪10丁目14番９号　ピアハイム101号室
債務者　田村　安雄
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９６号**
長野県安曇野市穂高牧854番地、前住所東京都大田区鵜の木２丁目21番１号　メゾン鵜の木105
債務者　藤原　志穂
１　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第１１６号**
長野県松本市寿北１丁目７番１号
債務者　片瀬　　治
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第１２８号**
長野県北安曇郡白馬村大字北城2370番地６
債務者　古川　隆俊
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部